



人の世に熱あれ 人間に光りあれ !!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権相談員便り [結び]

あなたの人権は保障されていますか？ 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

社会的孤立と経済的困窮に対処する新たな仕組みを育て上げていく。ともに支え合う地域づくりへ！

「生活困窮者自立支援法」 を活かす !!



◆縦割りを排し、包括的支援を！

昨年4月1日に『生活困窮者自立支援法』が施行されて、まもなく1年。私たちの相談事例からしても、この制度は積極的に活用すべき画期的なものです。この制度の特徴（支援のポイント）について、厚労省の担当者が自治体職員への説明のなかで次のように述べています（第1回生活困窮者自立支援全国研究交流大会報告集より）。

1.「制度の狭間」に置かれた生活困窮者を包括的に受け止める。受け止めるだけではなく、個々の人の多様な状況に応じた包括的な支援を行う。

これまでの福祉制度の特徴の一つに、対象者を明確に定めて専門的なサービスを提供することが挙げられます。しかし、例えば40代でリストラにあい、10年間引きこもっている50代の人が、80代の親御さんと2人で暮らしている。親の国民年金で生活していますが、近所から孤立し、経済的にも非常に困っている状況です。このような場合、これまでの福祉制度では残念ながら十分に対応することができませんでした。そこで新しい支援の枠組みでは、相談者を漏れがないように受け止め、本人だけでなく必要があれば家族への支援も検討すべきだと考えます。

（中略）生活困窮者は多様で複合的な課題を抱えています。単に就労支援をすればいいというものではなく、その人に応じたメニューをつくらなければなりません。その際に、自治体の皆さんには必須事業だけではなく、地域の実情に応じた任意事業も組み合わせることを積極的に検討してほしいと思います。

もちろん、任意事業だけで成り立つものでもありませんので、さまざまな関係機関や関係者の皆さんとネットワークをつくり、地域づくりをしていく中で包括的な対応を図ってほしいと考えます。

自治体が行う「必須事業」には、相談を受けて生活困窮状態から脱却するまで、包括的継続的な支援を行う「自立相談支援事業」と「住居確保給付金の支給」（再就職のために居住の確保が必要な人を対象）があります。

◆自立相談支援事業の特徴

自立相談支援事業の特徴は、一つには、生活保護制度に見られるように申請しなければ利用できませんが、この制度はアウトリーチ、出かけていく訪問支援等を含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援していくことです。二つには、生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により相談者に必要な情報提供とサービスの拠点として機能することです。三つには、一人ひとりの状況に応じ、本人の抱えている課題を評価・分析し、ニーズを把握して、そのニーズに応じた支援が計画的・継続的に行われるように自立支援計画を作成することです。

「任意事業」には、一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練を行う「就労準備支援事業」、住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する「一時生活支援事業」、利用者の家計管理の意欲を引き出す「家計相談支援事業」、学習支援や居場所づくり、貧困の連鎖防止として、「子どもの学習支援事業」

などがあります。

◆マンツーマン型・オーダーメイド的支援

具体的な事例で、名古屋市の就労準備支援事業における「マンツーマン型・オーダーメイド的支援」の取り組みを紹介しましょう。相談支援のなかで見えてきた対象者像は、「働いた経験がほとんどない、離職後ブランクがある、長期間のひきこもり状態、コミュニケーションや対人関係面で不安がある、働く必要性は感じているものの、意欲がない」ということでした。

就労準備支援メニューは、①生活自立訓練…「仕事・暮らしサポートセンター」（支援機関）への定期来所。面談を重ねながら支援員との信頼関係構築や就労意欲の醸成などをめざす。また、手芸や工作などに取り組む。これは本人の楽しみや趣味を広げるなどの目的だけでなく、活動を通じて課題の整理や本人の能力面の評価にも活用。

②社会的自立訓練…ボランティア活動を通じて、社会との接点をつくる。パソコン講座などの社会生活に必要なスキルアップトレーニング。③就労自立訓練…自己理解と就職活動のスキルアップ。具体的には、自己分析ツールにより自己理解を促す。履歴書作成・添削、模擬面接などによるスキルアップ。また、一般事業所において就労体験の機会を提供する。

実際には、本人の状態に応じて、3つの支援メニューを段階に応じて組み合わせ、時には個別にプログラムを提案し、オーダーメイド的に計画的かつ一貫した支援を行う。なおかつ、それぞれの活動全般において、マンツーマンで支援を行う。

なぜ、マンツーマン支援なのか。「対人関係やコミュニケーション等の不安がある方には、集団的プログラムへの参加に馴染めないなどの課題があることから、まずはマンツーマンでの支援が必要な方が多かった。用意されたプログラムだけでは、本人の状態や希望に沿った支援に限界があり、本人の取り組みやすい内容を用意するなど個別（オーダーメイド的）な対応が必要な方もいた」などといったことが挙げられています（厚労省、「第115回市町村セミナー資料」より）。

まさに、本人の主体性と多様性を重視した取り

組みが結実した事例です。

◆地域づくり、支えられる側から支える側へ

「生活困窮者支援が地域づくりになる」といわれてもピンとこないかもしれません。たとえば、北海道釧路市では、地域の漁業の事業者と協力して、生活困窮者の就労を支援し、担い手が不足している漁網の整網に生活困窮者が従事しています。

生活困窮者支援が、本人の自立のみならず、社会に参加して、支えられる側が支える側に回る、地域において不足している労働力に活用、地域づくりになるという効果を生み出します。

少子高齢社会がすすむなかで、地域によっては農業の担い手不足、荒れた山林の保全といった地域課題、あるいは、高齢者の見守りや買い物支援など増大する要介護ニーズへの対応として、生活困窮者が地域の一員として参加し、就労の場の確保にもなっていく。まさに共に支え、共に生きる地域社会を作り出していくことに通じます。

◆新しい社会の創造への胎動、始まる！

この法律は、先駆けて生活困窮や社会的孤立の問題に取り組んできた人たちの活動を、国が追認する形で生まれたといわれます。そして、「新法をみんなで育てよう！」と発足したのが、生活困窮者自立支援全国ネットワークです。

共同代表は岡崎高知市長、NPO 法人抱樸（旧北九州市ホームレス支援機構）奥田理事長等です。

発足にあたり、「制度が充実することは必要ですが、制度だけが強化されるのではなく、社会そのものが強化されることが重要です。『生活困窮者自立支援全国ネットワーク』は、人材育成と共に新しい社会創造を模索する場所として、生活困窮者支援に関わる人々が出会い、苦労を分かち合い、支え合い、学び合い、その中で新しい社会の創造への胎動が始まる場となることを期待します」と謳っていますが、最も共感するところでもあります。

格差社会が進行し、貧困の問題がクローズアップされる中、ますますこの制度を活用した取り組みの重要性が増しています。取り組みについては自治体格差も指摘されておりますが、まず必要な人に必要な情報を伝えていきたいと思えます。